

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1018 号（諮問第 1679 号）

件名：苦情相談に関する回答等の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 4 月 8 日

2 原処分

令和 3 年 4 月 21 日（不開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）について、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 7 月 30 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 3 月 23 日

5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県教育委員会が定める人事評価制度実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 教総第 11 号教育長通知。以下「要綱」という。）に基づき、職員が人事評価制度及び自己の評価結果に関して行った苦情相談について、県教育委員会が作成又は取得した文書であり、実施機関は、これらの文書を条例第 7 条第 2 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示として

いる。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、苦情申出人の所属、職名、氏名、相談内容、評価者による申出人の評価結果及び評価理由等の申出人に関する情報のほか、申出人の評価者等の所属、職名及び氏名が記載されていることが認められた。実施機関によれば、評価者等の所属、職名及び氏名は、要綱上、被評価者の所属と職名により第1次評価者及び第2次評価者が指定されていることから、開示することにより、被評価者である申出人個人を識別することができる情報であるとのことである。

また、当審査会において本件行政文書を見分したところ、自己に対する評価への不満といった個人の心情等、個人の人格に密接に関連した機微な情報が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、これらの情報は、人事評価に対する苦情相談に関する情報であり、公務員個人の私的な情報であって、職務の遂行に係る情報とはいえないため、同号ただし書ハには該当しない。

そのほか、本件行政文書が同号ただし書イ、ロ及びニに該当する事情も認められない。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、人事評価制度を円滑に運用するには、評価者と被評価者が日頃からよく話し合い、コミュニケーションを通じて双方の疑問点や不満等を解消することが必要であるが、お互いによく話し合っているつもりでも、評価の段階に当たって双方の認識に齟齬が生じ、被評価者から様々な不満が起り得る。このような当事者間で解消されない不満、苦情について、被評価者のより身近なところで解決を図る手段が苦情相談制度であり、要綱第32条第4項では、苦情相談員等の関係者について「申出人からの苦情申出の事実、苦情の内容等について、その秘密を厳守する」旨規定されているとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、申出人の自身に対する評価の結果に対する苦情のみならず、評価者に対して苦情、不満を持つに至った経緯、人間関係、業務内容への不満等があからさまに記載されており、また、評価理由、評価に至る経緯、評価者の所見等の回答が率直かつ具体的に記載されていることが認められた。実施機関の主張する苦情相談制度の趣旨等からすれば、これらの情報を公にすることとなれば、今後、苦情相談をためらう職員が現れかねず、審査に必要な資料が十分に提供されないおそれや、評価者が開示されることを意識し、被評価者との摩擦が生じることのないよう当たり障りのない評価を行うおそれがある等、人事評価制度の信頼性を確保することを目的とした苦情相談制度の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては地方公務員法において人事管理の基礎とされる人事評価の形骸化を招き、公正かつ円滑な人事管理事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

よって、本件行政文書は、いずれも条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

- |      |                    |                                  |
|------|--------------------|----------------------------------|
| 文書 1 | 平成 29 年 3 月 15 日起案 | 苦情相談に対する回答                       |
| 文書 2 | 平成 29 年 4 月 14 日起案 | 苦情相談に対する回答                       |
| 文書 3 | 平成 30 年 4 月 13 日起案 | 苦情相談に対する回答                       |
| 文書 4 | 令和元年 5 月 29 日起案    | 苦情相談（平成 30 年 4 月 5 日）に対する<br>回答  |
| 文書 5 | 令和元年 5 月 29 日起案    | 苦情相談（平成 31 年 3 月 27 日）に対する<br>回答 |
| 文書 6 | 令和 2 年 3 月 18 日起案  | 苦情相談に対する回答                       |
| 文書 7 | 令和 2 年 4 月 10 日起案  | 苦情相談に対する回答                       |
| 文書 8 | 令和 3 年 3 月 30 日受付  | 苦情相談／対応シート                       |